

厚生労働省北海道労働局発表
令和6年1月12日

担当

厚生労働省北海道労働局
雇用環境・均等部指導課
課長 近藤 英孝
指導係長 穴田 和也
代表電話 011(709)2311 (内線 3577)
直通電話 011(709)2715

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定企業が決定しました 《高堂建設株式会社》

北海道労働局(局長 ミトミ ノリエ 三富 則江)は、今般、高堂建設株式会社を女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業として認定しました。

この認定は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等一定の要件を満たした場合に、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度で、評価基準に応じて3段階に分かれており、高堂建設株式会社は評価基準5項目のうち4項目を満たす「2段階目」の認定となりました。

えるぼし認定企業<2段階目>

タカドウケンセツ

高堂建設株式会社

代表取締役 高堂 匠美
従業員数 57名(うち女性14名)
帯広市 建設業



女性活躍の状況(評価基準)

- 採用: 男女別の採用における競争倍率が同程度である
- 労働時間等の働き方: 労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の1人あたりの平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満である
- 管理職比率: 管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上である
- 多様なキャリアコース: 直近3事業年度において、「女性の非正規社員から正社員への転換」、「おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用」を行っている

<添付資料>

- 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定について
- 北海道における女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定企業一覧

【道政記者クラブ・経済記者クラブ同時提供】